

仕様書

1. 件名 「X線分析法におけるウラン等測定条件の検討」測定・解析等支援業務1名の労働者派遣契約

2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）では、東京科学大学（以下「東京科学大」という。）が受託する原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）の「令和7年度原子力規制研究技術基盤構築事業費補助金（原子力規制研究の強化に向けた技術基盤構築事業）」について、その一部を受託している。

本仕様書は、当該事業に係る測定・解析等の作業及びこれらに付随する業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

本業務に係る作業は、計測・線量評価部 放射線計測グループ所掌の以下の試験装置、作業エリア（放射線管理区域を含む。）にて実施されるものである。

- (1) 被ばく医療共同研究施設*
- (2) 緊急モニタリング棟
- (3) 高度被ばく医療線量評価棟*
- (4) X線棟*

(*は放射線管理区域を含む)

ただし、必要に応じて自宅等におけるテレワークを課す場合が有る。

具体的な作業は、以下のとおり。

- (1) 核燃料物質含有試料作製の支援業務
- (2) 測定試料作製・測定・解析
- (3) 測定試料作製・測定・解析におけるマニュアル作成
- (4) 再委託先を含む外部機関への分析依頼
- (5) 放射性物質や核燃料物質の購入、輸送等の手続き
- (6) 文献調査
- (7) 成果報告書作成補助
- (8) 論文執筆補助
- (9) 毒劇物管理業務
- (10) その他、事業遂行において必要となる業務

4. 必要な要件

- (1) 理工系の大学院博士課程を修了していること。
- (2) 筆頭著者として英語論文を3報以上発表した実績があること。
- (3) 排水・汚染水等の分析に関する3年以上の実務経験を有すること。

- (4) 研究あるいは業務として酸濃度4 mol/L以上の強酸を取り扱う実験の経験が3年以上であること。
- (5) 放射線管理区域内での放射性物質、核燃料物質を含む試料の取り扱い経験があること。なお、プルトニウムを含む試料の取り扱い経験があることが望ましい。
- (6) エックス線作業主任者の資格を有すること。
- (7) 一般的なPCアプリケーション（エクセル・ワード・電子メール）の利用が可能であること。解析ソフトOriginによるデータ解析の経験があることが望ましい。
- (8) QSTの受け入れ学生（連携大学院生や実習生）の人材育成活動に協力すること。
- (9) 周りの職員と協力しながら業務を遂行できるコミュニケーション能力を有していること。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
放射線医学研究所 計測・線量評価部 放射線計測グループ
（住所：千葉県千葉市稲毛区穴川4丁目9番1号）
ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等
TEL：043-206-3110

7. 組織単位

放射線医学研究所 計測・線量評価部 放射線計測グループ

8. 指揮命令者

放射線医学研究所 計測・線量評価部 放射線計測グループ 上席研究員

9. 派遣期間

令和7年7月1日から令和8年3月19日まで

10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他QSTが指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、QSTの業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

11. 就業時間及び休憩時間

(1)就業時間：8時30分から17時まで（休憩時間60分を含む）

(2)休憩時間：12時から13時まで

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

12. 派遣先責任者

千葉管理部庶務課長

13. 人員 1名

(派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST 職員と協議の上、必要な処置を講じること。)

14. 派遣労働者を受注者における無期雇用者若しくは60歳以上の者に限定するか否かの別：

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者、60歳以上の者いずれにも限定しない」

15. 服务等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

特殊健康診断については、QST が負担する。

在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

16. 提出書類 派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。

(提出先及び提出部数：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」に各1部提出)

- (1) 労働者派遣事業許可証(写)(契約後)
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書(写)(契約後)
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号(契約後及び変更の都度速やかに)
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書(契約後及び変更の都度速やかに)
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類(契約後及び変更の都度速やかに)

※届出日付又は取得日付を含む。ただし、不要な個人情報は黒塗りとする。

- (6) その他契約上必要となる書類

※上記(4)の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと(派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨(60歳以上の場合はその旨)、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。)また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

17. 検査条件

毎月履行完了後、QST 職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とす

る。

18. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QST の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、速やかに交代要員を派遣すること。
- (5) 派遣元は、派遣労働者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育（業務後、QST が実施すべき科目を除く。）を受講させること。
- (6) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。
また、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、QST 外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

19. グリーン購入法の推進

- (1)本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2)本仕様書に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

20. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする。

(要求者)

部課（室）名：放射線医学研究所 計測・線量評価部
放射線計測グループ

氏 名：吉井 裕